

(がん体験者の会)とま〜れ会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、「(がん体験者の会)とま〜れ」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、広島市西区己斐中 3-22-5 石井 香代宅に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、がん患者並びにがん罹病者及びその家族等に対し、その療養環境や生活の質(QOL)が改善されるよう活動することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 原則として毎月1回例会を開催することとし、その内容は次のとおりとする。

①「語り合いの会」正会員及び家族等代表が必要と認めた者が集い、それぞれの現状や悩みを語り合い、また情報の交換等を行う。

②「その他の会」会員が参加して、がんについて研修、情報の交換や、関係施設の見学等を行い、会員相互の親睦を深める。

(2) この会の機関紙として会報「とま〜れ times」を発行する。これに必要な細目は別に定める。

(4)その他この会の目的を達成するために必要は事業

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

(1) 正会員 がん患者及びがん罹病経験者及びその家族とする。

(2) 協力会員 この会の目的に賛同し、この事業に参加または支援する個人、法人及び団体とする。

(入会)

第6条 この会の会員として入会しようとする者は、この会の定める入会申込書に所定事項を

記入して、この会の代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、代表は、運営委員会の同意を得て会費の納入を免除することができる。

(退会)

2

第8条 会員は、この会の定める退会届を提出して、任意に随時退会することができる。

(会員の資格喪失)

(1) 会員が次ぎの各号の一に該当するときは、資格を喪失するものとする。

(2) 退会したとき。

(3) 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 会費を継続して2年以上納入しないとき。

(拠出金の不返還)

第9条 会員がすでに納入した会費は返還しない。

第4章 代表及び運営委員並びに監事

(代表及び運営委員)

第10条 この会に次の代表及び運営委員(以下「代表等」という。)及び監事を置く。

(1) 代表 1名 副代表 2名

(2) 運営委員 若干名

(3) 監事 1名

(代表の選出及び職務)

第11条 代表は、総会において正会員から選出する。

2. 代表は、この会を代表し、その会務を総括する。

(運営委員の選出))

第12条 運営委員は、会員のうちから代表が指名し、総会の承認を経て決定する。

(任期)

第13条 代表等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事の選出)

第14条 監事は、総会で選出する。

(監事の任期)

第15条 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 代表等の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前2号の報告をするために、必要ある場合には、総会を招集すること。

(5) 代表等の業務執行又はこの会の財産の状況について、代表等に意見を述べること。

(解任)

第17条 代表等が次ぎの各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の障害のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 会務上の義務違反、その他代表等として、ふさわしくない行為があると認められたとき。

3

2. 前項の規定により代表等を解任するときは、議決の前にその代表等に弁明の機会を与えるものとする。

(費用弁済)

第18条 代表は、会務を執行するために要した費用を弁済することができる。

第5章 会 議

(会議の種類)

第19条 この会の会議は、総会と運営委員会の2種類とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 運営委員会は、代表等をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 代表等の選任又は解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 定期総会は、毎年1回4月に開催するものとする。

-2. 前項の他、臨時総会を開催することができる。

(定足数と議決)

第23条 総会における議決事項は、第26条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の採決に加わることはできない。

(議事録)

第24条 総会の議事について、次ぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2. 議事録には、運営委員2名以上が押印又は署名しなければならない。

(運営委員会)

第25 条運営委員会は、代表及び運営委員をもって構成し、代表の総括のもと、次の事項を審議し、議決する。

(1).総会に付議すべき事項

(2).総会の議決した事項の執行に関する事項

(3).その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(総会の召集)

第26 条総会は、第 16 条第 1 項第 4 号の場合を除いて、会長が召集する。

2.. 第 21 条第 2 項に規定する臨時総会について、正会員の3分の1 以上から書面により請求がある時は、遅滞なく開催しなければならない。

3. 第21 条に規定する総会の召集は、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面により、開催の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条総会の議長は、代表もしくはその指名する正会員があたる。

(運営委員会の開催等)

第 28 条運営委員会は、代表が必要と認めたとき、代表が召集するものとする。

2. 運営委員会の運営方法等その他については、別に定める。

第6章資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条この会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成される。

(1)当初の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金

(4)財産から生じる収入

(5)その他の収入

(資産の管理)

第 30 条この会の資産は、代表が指名する正会員が管理する。

(経費の支弁)

第 31 条この会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 32 条この会の会計は、一般公正妥当と認められる会計処理に従って行われるものとする。

(事業年度)

第 33 条この会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 34 条この会の事業報告及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速や

かに作成し、運営委員会及び総会の承認を得なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第 7 章会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 35 条この会則は、総会において、出席した正会員の3分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第 36 条この会は、総会において、出席した正会員の過半数の決議により解散するものとする。

2. この会が解散したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の議決により、選定された団体に譲渡するものとする。

第 8 章 雑 則

(雑則)

第 37 条この会則の施行に必要な細則は、運営委員会の決議を経て、代表が別に定める。

付 則

1. この会則は、この会の設立総会の日、平成19年4月22日から施行する。

2. この会の設立当初の代表は、次のとおりとする。

代 表 佐々木佐久子

会則の変更・加筆・削除

平成31年4月24日より施行

運営委員会の承認にて下記に変更・加筆

第 1 章第 4 条

(3) がんに対する知識を深めるため、「地域の情報」「がん治療の情報」を共有する。これに必要な細目は別に定める。

第 1 章第 8 条

会員の喪失

(5) 運営委員会に於いて運営委員の 2/3 以上が会員として不適正と認めた時
第 5 条 (会員)

(1) 正会員 がん患者及びがん罹病経験者及びその家族とする。

(3) 会に参加するものは、会の中で得た個人情報等を外の洩らさない事、個人情報保護の遵守をすること。これに反し、会員に迷惑をかけた時には、退会し

て頂きます。

第4条 削除

(3)がんに対する知識を深めるため、「とま〜れ情報 BOX」を発行する。これに必要な細目は別に定める。

平成31年4月28日以降の代表が次のとおりとする。

代表 森藤 忠